

## 「PPP/PFI事業導入調査検討業務」企画提案公募実施要領

島根県では、民間事業者等知識や技術等を活用し、より効果的・効率的にPPP/PFI事業の導入に向けた調査を行うため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

### 1. 託業務の内容

- (1) 委託業務名  
PPP/PFI事業導入調査検討業務
- (2) 委託期間  
契約締結の日から平成31年3月15日
- (3) 業務の内容  
別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託料の上限5,535千円（消費税及び地方消費税を除く）

### 2. 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 応募者は、次の各号を満たすこと。
  - ア 島根県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有すること。
  - イ 平成25年度以降に2件以上のPFI事業※に関する委託業務の完了実績があり、本業務を的確に遂行するに足る能力を有すること。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しないものでないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - カ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - キ 島根県税の滞納がないこと。

※PFI事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第百十七号）第2条第2項の特定事業をいう。

### 3. 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行なされなかった場合は、契約を解除し、概算払がある場合は、双方の協議によりその全額または一部を返還するものとする。

### 4. 応募に関するスケジュール等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に企画提案公募参加表明書（様式1）を徴収して、参加資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出

及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	平成30年8月27日(月)～9月18日(火) ※企画提案公募実施要領等は、県都市計画課ホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2)事前説明会	開催しない。
(3)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書(様式1)に以下の書類を添えて、平成30年9月10日(月)午後5時まで持参又は郵送により提出すること。※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。 <b>【添付書類】</b> ア 業務実績がわかるもの(テクリス(業務完了時)、テクリスがない場合は契約書、完了請書等及び仕様書等の業務内容がわかるもの)。 イ 会社(法人)の概要がわかるもの。
(4)参加資格通知予定日	平成30年9月13日(木)
(5)質疑の受付期間	質疑のある場合は、企画提案質問票(様式2)により、平成30年9月3日(月)午後5時までに郵送もしくはファクシミリ又はメールにより提出すること。
(6)質疑の回答方法	県都市計画課ホームページに掲載する。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容、評価基準等についての質問は受け付けない。
(7)質疑の回答予定日	平成30年9月6日(木)
(8)企画提案書提出	企画提案書を提出する者は、平成30年9月18日(火)までに持参又は郵送をすること。※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。
(9)プレゼンテーションの予定日等	平成30年9月20日(木)を予定 ※日時、場所等詳細については別途通知する。なお、場所は島根県松江市市内を予定している。
(10)プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、20分以内で企画提案書に基づく説明を行った後、審査委員からの質問時間10分を設ける。
(11)提出先及び問い合わせ先	〒690-8501 島根県殿町8番地 島根県土木部都市計画課 開発・公園グループ 担当：小林 kobayashi-shinji2@pref.shimane.lg.jp 三島 mishima-nozomi@pref.shimane.lg.jp Tel.0852-22-6133 fax0852-22-6004

## 5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1)企画提案書の作成方法	<p>ア 企画提案書は、6. 企画展案書等に関する記述の内容に基づき、任意様式により作成すること。また、提案書表紙には業務委託名及び提案者名を記載すること。</p> <p>イ 用紙の大きさはA4判、横書きとする。(A3判の折り込みも可とする。)</p> <p>ウ 企画書提案書には、作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含むこと。</p>
(2)提出部数	ア 8部提出すること。
(3)見積書の作成方法等	<p>ア 見積書(任意様式)を1部提出すること。</p> <p>イ 見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。</p>
(4)企画提案等にかかる留意事項	<p>ア 企画提案にかかる経費は提案者の負担による。</p> <p>イ 事業効果、効率性等の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。</p> <p>ウ 提出された書類一式については、返却しない。</p>

## 6. 企画展案書等に関する記述の内容

<p>(1) 企画提案書 (作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含む)</p>	<p>企画提案書について、業務仕様書に基づき、以下の内容を含んで作成すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務の実施方針等 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施に当たっての方針を記述に際し、PPP/PFI 事業導入の背景、認識を示すこと。また、作業フローの分かる工程表を示すこと。</li> </ul> </li> <li>2. 業務内容の説明 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事前調査においては、調査項目及び調査方法について示すこと。 また、問題の整理及び課題について示すこと。</li> <li>2. 適合性調査に当たっては、判定方法及び判定指標について示すこと。</li> <li>3. 環境整備と取組においては、環境整備・勉強会について具体的に示すこと。公園における取組については、整理項目を示すとともに、ロングリスト、ショートリストを示し、作成方針及び基準を示すこと。また、ワークショップの運営及び地域プラットフォームの形成について具体的に示すこと。</li> <li>4. 体制・指針の基礎的検討においては、庁内体制の整備及びPFI導入指針の見直しに向けた検討については方針を記述し、その背景及び認識を示すこと。また、運営業務を中心としたPPP/PFI事業の進め方の検討については、その留意点についても示すこと。</li> </ol> </li> <li>3. 業務経験等</li> </ol>
---	---

	<p>下記の同種業務等の定義に留意し記述すること。なお、国（独立行政法人含む）又は地方公共団体の行った業務で公告日の前日までに完了したものに限り。</p> <p><b>【同種業務】</b> 以下の①～③</p> <p>①PPP/PFI 事業の推進体制整備に関する支援業務</p> <p>②PPP/PFI 事業におけるプラットフォーム運営業務</p> <p>③PPP/PFI 事業の優先検討規定や指針等の策定に関する業務</p> <p><b>【類似業務】</b></p> <p>その他の PPP/PFI 事業に関する業務。</p> <p>1. 組織の業務経験について、同種業務又は類似業務について最大3件示すこと。</p> <p>2. 組織の業務能力について、人員を含む業務体制図を示すこと。また、社内の情報管理体制についても示すこと。</p> <p>3. 業務管理者※の業務経験について、同種業務又は類似業務について最大3件示すこと。</p> <p>※業務管理者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者をいう。</p> <p>4. 見積の内容</p> <p>1. 見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。</p>
(2)その他提出資料	<p>・業務実績がわかるもの（テクリス（業務間完了時）、テクリスがない場合は契約書、完了請書等及び仕様書等の業務内容がわかるもの）。</p>

## 7. 審査方法等

(1)審査方法	<p>庁内の関係部署で構成された審査委員会を設置し、別紙審査基準表に基づき審査を行い、基礎点※と加算点の合計点数が高い者を委託契約候補者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託候補者を選定しないことがある。</p> <p>※基礎点について、1項目でも必須点を下回ると失格となる。</p>
(2)審査内容	<p>別紙審査基準表による。</p>
(3)提案者への採否通知	<p>平成30年9月末までに、提案者全員に通知する。</p>

## 8. 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）をはじめとする諸規程が適用され

る。

(2) 契約金額

審査決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

また、実績額について契約金額に対し変動があった場合には、協議の対象とする。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

(4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とする。

## 9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10. その他

- (1) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (5) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。